

参考資料2-2

年度末の年金広報（新聞広報）について

1 広報テーマ

- (1) 国民年金保険料額改定の周知
- (2) 国民年金保険料の口座振替による1年前納の周知
- (3) 国民年金保険料の口座振替による早割の周知
- (4) その他（多段階免除制度、社会保険料控除証明書、年金相談及び納付相談、ねんきんダイヤル、障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給、特別障害給付金制度）
なお、(1)から(3)までを重点事項とする。

2 広報媒体及び時期

- (1) 新聞（2月18日又は2月19日に掲載）

朝日新聞、読売新聞はカラー。その他はモノクロ。

○中央紙 5紙（朝日、毎日、読売、日経、産経）・・・5段

○ブロック紙 3紙（北海道新聞、中日・東京新聞、西日本新聞）・・・5段

○地方紙 35紙・・・5段

※ 地方紙

東奥日報、岩手日報、河北新報、秋田魁新報、山形新聞、福島民報、福島民友、下野新聞、上毛新聞、新潟日報、北日本新聞、北國・富山新聞、福井新聞、山梨日日新聞、信濃毎日新聞、静岡新聞、岐阜新聞、京都新聞、神戸新聞、日本海新聞、山陰中央新報、山陽新聞、中国新聞、徳島新聞、四国新聞、愛媛新聞、高知新聞、佐賀新聞、長崎新聞、熊本日日新聞、大分合同新聞、宮崎日日新聞、南日本新聞、琉球新報、沖縄タイムス

- (2) 地域情報紙

○サンケイリビング（2月16日又は2月17日に掲載）・・・カラー5段

より確かな未来を描くために。国民年金からのお知らせです。

もっと大きな**安心**のために。

国民年金保険料が改定されます。

平成18年4月から月々の保険料が280円引き上げられ、月額13,860円となります。
これは、年金を支える力と給付のバランスを取るためのものです。

年金は、納付した額の1.7倍以上に。

基礎年金額の1/3(将来は1/2)は国が負担。国庫負担があることで、若者であっても平均では、納付した額の1.7倍以上の年金を受け取ることができる計算となります。

年金は、老後のためだけではありません。

障害年金・遺族年金もあり、万一のときも安心です。

より**おトク**なお支払いのために。

1年前納で、最大3,490円のおトク。

※国民年金保険料を1年度分前納すると2,950円の割引、さらに口座振替で1年度分を前納すると割引額が540円増えて3,490円の割引となります。平成18年度分の口座振替の受付は、金融機関では2月末まで、社会保険事務所では3月中も受付を行っています。(3月中旬以降のお申し込みは登録が間に合わない場合がありますので、詳細については社会保険事務所へお問い合わせください)
※口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入と金融機関届出印の押印が必要です。
※既に口座振替での1年前納をお申し込みいただいている方は、あらためてお申し込みをいただく必要はありません。

早割制度で、毎月の保険料がおトク。

口座振替なら、毎月納付(翌月末引落とし)のほか、早割(当月末引落とし)が選べます。早割にすると毎月の保険料が50円の割引となります。(平成18年3月分保険料までの割引額は40円です)



●障害を持ちながら働く方々を応援します。

平成18年度から、65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、または障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせで年金を受け取れるようになります。

●無年金障害者の方へ。特別障害給付金制度をご存知ですか？

この給付金は、請求の翌月から支給となりますので、お早めにご請求してください。対象となる方は、●昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった会社員等の配偶者、●平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生であって、当時、任意加入していなかったときの病気やケガが原因で、現在、重度の障害の状態にある方です。

●保険料免除(一部納付)の段階が増えます。

平成18年7月から、従来の全額免除・1/2納付(半額免除)に1/4納付と3/4納付の2段階が追加され、所得に応じたきめ細かな免除申請ができるようになります。

●確定申告時に国民年金保険料の控除証明書が必要です。

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象(非課税)となります。平成17年分の確定申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、保険料を支払ったことを証明する書類(控除証明書又は領収証書)を添付または提示することが義務付けられました。

●お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ

年金請求などの年金相談

0570-05-1165

年金をお受けになっている方の年金相談

0570-07-1165

受付時間
平日午前8:30～午後5:00

※電話がつかない場合は、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。
※電話機の設定、IP電話及びPHSなど電話機によってはご利用になれない場合があります。
※一般の固定電話をご利用の場合は、市内通話料金でご利用いただけます。

国民年金保険料の控除証明書のお問い合わせ先

控除証明書専用ダイヤル(3月17日まで設置)
0570-00-9911

平日午前9:00～午後5:00

※源泉徴収票のお問い合わせ先は、0570-07-1165です。

平日夜間、土日も年金相談を受け付けています。

第2月曜日(主要な社会保険事務所ですべての月曜日)は、午後7時まで年金相談を受け付けています。また、第2土曜日(午前9時30分～午後4時)も社会保険事務所で年金相談を受け付けています。ぜひご利用ください。

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp>

